

2009年6月27日

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会  
設立総会次第

司会 河地辰彦

- 1 開会挨拶 事務局 浅野正富
- 2 議長の選任
- 3 議事録署名人の選任
- 4 議題
  - 1) 活動経過報告
  - 2) 会則案について
  - 3) 設立当初の会員について
  - 4) 役員選任
- 5 閉会挨拶 新代表

※ 総会終了後、わたらせファンクラブや今後の活動について意見交換を行います。

## 渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会 活動経過報告

- 2006年 3月 渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会発足、署名活動開始
- 12月 4日 藤岡町長へ要望書（第1次署名簿）提出、署名数7,884名
- 2007年 2月 12日 小山駅前での初の街頭署名活動実施、以後古河駅前、板倉東洋大駅前等で街頭署名活動を実施
- 5月 24~27日 小山市立生涯学習センターで渡良瀬遊水池展開催（丸木夫妻の鉱毒の図を展示）
- 7月 25日 藤岡町長へ要望書（第2次署名簿）提出、署名数7,592名、1次2次合計15,476名
- 11月 21日 小山市議会議員、小山選挙区選出栃木県議会議員との懇談会
- 12月 8日 ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会事務局長谷博之参議員議院との懇談会
- 12月 23日 高松健比古さんと生井地区印出井さんの懇談
- 12月 25日 小山市長との懇談
- 2008年 5月 18日 小山市文化会館でシンポジウム「みんなで考えよう渡良瀬遊水池の賢明な利用」開催（日本野鳥の会会長柳生博さんを招いての講演・パネルディスカッション、当日来賓挨拶の小山市長が遊水池の条約登録促進を表明）
- 10月 29日～11月 4日 ラムサール条約第10回締約国会議でブース展示、11月1日のサイドイベントで河地辰彦さんが渡良瀬遊水池の報告
- 11月 19日 韓国「国家湿地保存事業団」の渡良瀬遊水池視察を案内
- 2009年 3月 9日 小山市長と懇談
- 3月 21日 ヨシ焼き見学会を小山市と共催
- 6月 27日 登録地にする会改組のための設立総会

## 渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会則（案）

### （名称）

第1条 本会は、渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会と称する。

### （事務局）

第2条 本会の事務局は、栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号浅野正富法律事務所内に置く。

2 事務局は本会の庶務、会計を担当し、事務局の組織及び運営に関しては、幹事会の承認を得て、代表が別に定める。

### （目的）

第3条 本会は、渡良瀬遊水池をラムサール条約湿地に登録し、渡良瀬遊水池の賢明な利用を実現することを目的とする。

### （活動）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、渡良瀬遊水池の保全に関わる各 NGO や関係官庁・自治体と緊密な連携協力を図りながら、登録促進、普及啓発、情報交換等の活動を行う。

### （会員）

第5条 本会は本会の目的に賛同する個人、団体をもって会員とする。

### （会費）

第6条 会員は、総会で定めた会費を納めなければならない。

### （役員）

第7条 本会には次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 幹事 30名以内
- (3) 監査 1名

### （役員を選任、任期）

第8条 幹事、監査は総会において選出する。但し、適当な通信方法により総幹事の3分の2以上の同意が得られれば、総会での選出に代えて、代表が新たな幹事を追加で選任できる。

- 2 代表は、幹事の中で互選する。
- 3 事務局長は、幹事の中から代表が指名する。
- 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠の役員任期は前任者の残任期間とし、第1項但し書きで選任された追加の幹事の任期は直前の総会で選出された幹事の残任期間とする。

### （役員職務）

第9条 本会の役員は次の職務を行う。

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を総理し、会議のときは議長となる。
- (2) 幹事は、幹事会を組織し、本会の会務を執行する。
- (3) 監査は、会計及び会務執行を監査する。

(会議)

第10条 本会の会議は総会と幹事会とする。

(総会)

第11条 総会は、年1回代表が招集する。

- 2 代表は、幹事会が必要と認めたときまたは会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会においては、事業報告、決算、事業計画、予算、役員を選任、会則の改正その他幹事会で必要と認めた事項について決議する。
- 4 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ会議を開くことができず、議決は出席者の過半数をもって決する。

(幹事会)

第12条 幹事会は、幹事をもって構成し、重要な会務執行を決定する。

- 2 代表は、幹事の3分の1以上から要請があったときまたは代表が必要と認めたときに、幹事会を招集する。
- 3 幹事会は、幹事の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができず、議決は出席者の過半数をもって決する。
- 4 適当な通信方法によって、総幹事の過半数の同意が得られた場合には、幹事会の決議があったものとみなし、重要な会務執行を決定することができる。

(わたらせファンクラブ)

第13条 本会は渡良瀬遊水池のラムサール条約湿地への登録促進、普及啓発活動の一環として、市民参加型行事を開催する「わたらせファンクラブ」を組織し、運営する。

- 2 「わたらせファンクラブ」の組織及び運営に関しては、幹事会の承認を得て、代表が別に定める。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費その他の収入をもってまかなう。

(会計)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とし、幹事会が毎年予算を編成し、決算を作成して監査による会計監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会則の改正)

第16条 本会の会則は総会の決議により改正することができる。

(附則)

この会則は2009年 月 日から施行する。